

加賀市

空き家バンク

登録物件を募集しています!!



- ・空き家を所有しているけど管理が大変
- ・住宅の買い手や借り手を見つけたいけど、どうしてよいかわからない
- ・など、空き家でお困りではないですか

そのまま放置すると…



- ・適切に維持管理しないと劣化が進みます。
- ・空き家が廃屋化すると、景観が悪くなるだけでなく、風で屋根が飛ぶなど、地域の安全な生活を脅かす状況になる恐れがあります。

バンクに登録すれば…



- ・全国の加賀市に住みたい人に情報提供できます。買い手や借り手が見つかりやすいので便利です。
- ・市外の方が登録物件を購入して住む場合、移住住宅取得助成事業の補助が受けられます。

物件の登録から契約までの流れ

売買・賃貸
物件の登録申込

現地調査

*立合が必要です

バンク登録

利用者募集

交渉・契約

①空き家バンク登録申込書に必要な書類を添えて建築課に提出してください。

②現地調査を行い、審査のうえ空き家バンクに登録します。

③市の窓口、ホームページで登録した物件情報を公開します

④利用希望の申し出があれば物件所有者へ連絡します。
※交渉・契約の仲介が必要な場合は、市の協定事業者を紹介します。成約時は仲介手数料が発生します。

■ 登録できる物件

加賀市内の空き家
になっている
戸建て住宅



■ 登録できる人

上記の売買、賃貸を行う
ことができる方です。
※自己名義でないときは、所有
者の承諾がないと登録でき
ません。

詳細は加賀市のホームページを
ご覧ください

<http://www.city.kaga.ishikawa.jp/>

◆問合せ

加賀市役所建設部建築課

電話 0761-72-7936 (直通)